|  |  |
| --- | --- |
| ※受付番号 |  |
| ※受付年月日 | 年　　月　　日 |

東邦大学医学部倫理迅速審査依頼書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請年月日　　　　　　年　　　月　　　日

東邦大学医学部／＿＿＿病院倫理委員長　殿

下記の研究等について、東邦大学医学部倫理委員会内規第１１条による倫理迅速審査を依頼いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 所属機関名 | 要選択 |
| 講座(研究室)名 |  | | 職名 |  |
| 氏　　名 |  | | | |

申請者（研究責任者）：

（押印省略）

本人の意思に基づく内容で

あることを証明いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 所属機関名 | 要選択 |
| 講座(研究室)名 |  | | 職名 |  |
| 氏　　名 |  | | | |

所属部署運営責任者：

（押印省略）

本人の意思に基づく内容で

あることを証明いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| １．課　題　名 |  |
| ２．研究の区分 | １．人を対象とする臨床研究　２．その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| ３．迅速審査に該当する事由 | 迅速審査とは：下記①～④に該当する申請については、当該倫理審査委員会が指名する委員による審査を行い、意見を述べることができる。迅速審査の結果は倫理審査委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。  ①承認済みの研究計画の軽微な変更の審査（運用細則）  ⅰ・研究期間の最大3年間の延長  ⅱ・研究実施担当者および学外共同研究担当者の追加変更  ⅲ・その他、倫理委員長が認めたもの  　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ②他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究計画の審査  ③侵襲および介入を伴わない研究に関する審査  ④軽微な侵襲を伴う研究であって介入を伴わないものに関する審査 |

※倫理指針および本内規に照らして迅速審査が困難と判断した場合には、倫理委員会本審査会において審査を行います。

※以下、医学部／病院倫理委員会関係者記入欄

|  |  |
| --- | --- |
| ４．※判定結果 | 倫理迅速審査を　　実施する　・　実施しない |
| ５．実施しないと判定した場合の理由 |  |
| ６．※判　定　日 | 年　　　月　　　日　　　　(記名) |